

## 参考資料



## 環境大気測定結果に係る凡例

- 1 市町欄は、市及び町について〇〇市、〇〇町のように市、町を付記している。
- 2 用途地域とは都市計画法第8条に定める地域の用途区分であって、「住」、「商」等の略名は次のことを意味する。
  - 住 : 「第1種低層住居専用地域」「第2種低層住居専用地域」  
「第1種中高層住居専用地域」「第2種中高層住居専用地域」  
「第1種住居地域」「第2種住居地域」及び「準住居地域」  
(旧「第1種住居専用地域」「第2種住居専用地域」及び「住居地域」)
  - 商 : 「近隣商業地域」「商業地域」
  - 準工 : 「準工業地域」
  - 工 : 「工業地域」
  - 工専 : 「工業専用地域」
  - 風致 : 「風致地区」
  - 臨港 : 「臨港地区」
  - 未 : 未指定又は無指定地域
- 3 用途地域が工業専用地域、臨港地区の場合及び通常、住居の居住が考えられない場所にある測定局について※印をつけ、環境基準の定められている物質については環境基準の適用外とした。
- 4 経年変化のなかで測定値を( )で囲んだものは、測定時間が6,000時間に満たない又は有効測定日数が250日に満たない測定局のデータを示す。
- 5 環境基準に関連する事項の記載は下記によっている。
  - (1) 有効測定日数  
1日20時間以上1時間値が測定された日数をいう。
  - (2) 1日平均値の年間2%除外値  
年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値で、除外する日数は少数点以下を四捨五入した日数である。
  - (3) 1日平均値の年間98%値  
年間にわたる1日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものである。なお、低い方から98%に当たる測定日は、小数点以下を四捨五入して算出する。
  - (4) 環境基準の長期的評価による1日平均値〇〇ppmを超えた日数  
1日平均値の高い方から2%の範囲にある1日平均値を除外した後の1日平均値が0.04ppm(二酸化硫黄の場合)を超えた日数である。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外していない。
  - (5) 98%値評価による1日平均値0.06ppmを超えた日数  
1年間の1日平均値のうち低い方から98%の範囲にあつて、かつ0.06ppmを超えた日数である。
  - (6) 年平均値の経年変化から見た増減状況  
10年前から(測定期間が10年に満たない場合は測定開始から)見た増減状況が二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素及び光化学オキシダントにおいて0.002ppm、一酸化炭素において0.2ppm、非メタン炭化水素において0.04ppmC、浮遊粒子状物質において0.002mg/m<sup>3</sup>若しくは微小粒子状物質において2.0μg/m<sup>3</sup>以下の場合を「横ばい傾向」とする。  
同様に二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素及び光化学オキシダントにおいて0.003~0.004ppm、一酸化炭素において0.3~0.4ppm、非メタン炭化水素において0.05~0.09ppmC、浮遊粒子状物質において0.003~0.004mg/m<sup>3</sup>若しくは微小粒子状物質において2.1~4.9μg/m<sup>3</sup>以内の場合を「やや増加

傾向」又は「やや減少傾向」とする。

また、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素及び光化学オキシダントにおいて 0.005ppm、一酸化炭素において 0.5ppm、非メタン炭化水素において 0.10ppmC、浮遊粒子状物質において 0.005mg/m<sup>3</sup>若しくは微小粒子状物質において 5.0μg/m<sup>3</sup> 以上の場合を「増加傾向」又は「減少傾向」とする。

## 6 窒素酸化物

(1) 窒素酸化物の「NO+NO<sub>2</sub>」はNO及びNO<sub>2</sub> が同時刻に測定された 1 時間値の算術加算値である。いずれか一方が欠測等の場合には欠測扱いとした。

(2) 月間値 (NO<sub>2</sub> / (NO+NO<sub>2</sub>))

月間にわたるNO、NO<sub>2</sub> 測定のうち、NOとNO<sub>2</sub> とを同時に測定している時間のみについて、NO+NO<sub>2</sub> 濃度が 0 (ゼロ) の場合でも欠測扱いとはしていない。

年間値についても月間値と同様の計算による。

(計算式)

$$\text{月(年)間値 (NO}_2 \text{ / (NO+NO}_2 \text{))} = \frac{\text{NOが同時測定されている時間のNO}_2 \text{ 濃度の月(年)間にわたる総和}}{\text{NO及びNO}_2 \text{ が同時測定されている時間のNO+NO}_2 \text{ 濃度の月(年)間にわたる総和}}$$

## 7 光化学オキシダント

従来光化学オキシダントは、1 日のすべての時間帯についてデータの整理を行ってきたが、昭和 49 年度から昼間について、データの整理を行うこととし、また平均値(年、月、日)に関するデータをとることをやめ、一定の 1 時間値(0.06ppm , 0.12 ppm)を超えた時間数、日数についてデータの整理を行うこととした。表の注解を以下に記す。

(1) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。したがって 1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることになる

(2) 昼間測定日数とは 5 時から 20 時までの間に測定が行われた日の総和をいう。

(3) 昼間測定時間とは 5 時から 20 時までの間に測定した時間の総和をいう。

(4) 「0.06ppm を超えた」とは 0.06ppm を含まない。

(5) 「0.12ppm 以上」とは 0.12ppm を含む。

## 8 非メタン炭化水素

(1) 1 時間値は 75%以上(1 時間当たり 6 回の測定を行う測定機にあたっては 5 回以上)の測定がなされた場合有効とする。

(2) 6～9 時における月(年)平均値は次式により算出している。

$$\text{6～9 時における月(年)平均値} = \frac{\text{6～9 時に測定された全測定値の総和}}{\text{6～9 時に測定された全測定時間数}}$$

この場合は後述の(4)の「6～9 時 3 時間平均値」と異なり、6～9 時に測定された全測定値を用いる。

(3) 6～9 時測定日数とは、午前 6 時から 9 時までの 3 時間がすべて測定された日の総和をいう。

(4) 6～9 時 3 時間平均値とは、午前 6 時から 9 時までの 1 時間値 3 個、即ち、午前 7 時、8 時、9 時の 3 個の 1 時間値の算術平均値をいう。この場合、当該時間帯の 3 個の 1 時間値のうち、1 個でも欠測のある場合は、3 時間平均値も欠測とし評価の対象としない。

## 9 一酸化炭素

8 時間値の算出方法は、固定平均値とする。すなわち「8 時間平均値」とは、0 時～8 時、8 時～16 時、16 時～24 時の 1 日 3 回の時間帯に区分される。

なお、平均値を算出するに当たって、8 時間平均値を求める場合には、6 時間以上測定された場合を有効とし、この場合の平均値は測定された和を測定された時間数で除したものである。

#### 10 微小粒子状物質

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行う。

(1) 微小粒子状物質に係る「1 日平均値」は、0 時から 24 時まで測定した値をいう。

(2) 微小粒子状物質に係る「1 年平均値」は、1 年間にわたる 1 日平均値の総和を測定日数で除した値をいう。

## 1 大気の汚染に係る環境基準について

昭和48年5月8日  
環境庁告示第二十五号

改正 昭48環告35・昭53環告38・昭56環告47・平8環告73

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準について次のとおり告示し、「浮遊粒子状物質に係る環境基準について」（昭和47年1月環境庁告示第1号）は、廃止する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確には握することができると思われる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

### 第2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。

### 別表

| 物質                                                                                                                                                   | 二酸化いおう                                        | 一酸化炭素                                              | 浮遊粒子状物質                                                                       | 光化学オキシダント                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 環境上の条件                                                                                                                                               | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。                              |
| 測定方法                                                                                                                                                 | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法                                | 非分散型赤外分析計を用いる方法                                    | 濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法     | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法 |
| 備 考                                                                                                                                                  |                                               |                                                    |                                                                               |                                                   |
| 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。<br>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 |                                               |                                                    |                                                                               |                                                   |

## 2 二酸化窒素に係る環境基準について

昭和53年7月11日  
環境庁告示第三十八号

改正 平8環告74

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件のうち、二酸化窒素に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間等は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 二酸化窒素に係る環境基準は、次のとおりとする。  
1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
- 2 1の環境基準は、二酸化窒素による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

### 第2 達成期間等

- 1 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
- 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
- 3 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

### 3 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について

平成 9 年 2 月 4 日  
環 境 庁 告 示 第 四 号

改正 平 13 環告 30・平 30 環告 100

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条の規定に基づく大気汚染に係る環境上の条件のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第 16 条第 1 項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン(以下「ベンゼン等」という。)による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

#### 第 1 環境基準

- 1 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

#### 第 2 達成期間

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

#### 別表

| 物 質        | 環境上の条件                                   | 測 定 方 法                                                                |
|------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ベンゼン       | 1 年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |
| トリクロロエチレン  | 1 年平均値が 0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。   | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |
| ジクロロメタン    | 1 年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |

## 4 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について

平成 21 年 9 月 9 日  
環境省告示第三十三号

環境基本法第 16 条第 1 項の規定による微小粒子状物質による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

### 第 1 環境基準

- 1 微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。  
1 年平均値が  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。
- 2 1 の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が  $2.5 \mu\text{m}$  の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

### 第 2 達成期間

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。

## 5 大気汚染防止法

（地方公共団体の施策）

第 18 条の 44 地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、事業者に対し、第十八条の四十二の措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うように努めるとともに、住民に対し、有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する知識の普及を図るように努めなければならない。

（自動車排出ガスの濃度の測定）

第 20 条 都道府県知事は、交差点等があるため自動車の交通が渋滞することにより自動車排出ガスによる大気の著しい汚染が生じ、又は生ずるおそれがある道路の部分及びその周辺の区域について、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行なうものとする。

（常時監視）

第 22 条 都道府県知事は、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。）の状況を常時監視しなければならない。

(緊急時の措置)

第23条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあつては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(公表)

第24条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。

大気汚染防止法施行令

(緊急時)

第11条 法第23条第1項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2 法第23条第2項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の下欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

別表第5

| 硫黄酸化物                                                                   | 浮遊粒子状物質                                                  | 一酸化炭素                           | 二酸化窒素                            | オキシダント                            |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 1 大気中における含有率の1時間値(次項を除き、以下単に「1時間値」という。)100万分の0.2以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 | 大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき、2.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 | 1時間値100万分の30以上である大気の汚染の状態になった場合 | 1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態になった場合 | 1時間値100万分の0.12以上である大気の汚染の状態になった場合 |
| 2 1時間値100万分の0.3以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合                                  | 2時間継続した場合                                                |                                 |                                  |                                   |
| 3 1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態になった場合                                      |                                                          |                                 |                                  |                                   |
| 4 1時間値の48時間平均値100万分の0.15以上である大気の汚染の状態になった場合                             |                                                          |                                 |                                  |                                   |
| 1 1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合                                  | 大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき、3.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 | 1時間値100万分の50以上である大気の汚染の状態になった場合 | 1時間値100万分の1以上である大気の汚染の状態になった場合   | 1時間値100万分の0.4以上である大気の汚染の状態になった場合  |
| 2 1時間値100万分の0.7以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合                                  |                                                          |                                 |                                  |                                   |
| 備考 この表に規定する1時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、環境省令で定める。              |                                                          |                                 |                                  |                                   |

石川県大気汚染緊急時対策発令基準（昭和49年石川県告示第622号 別表第1）

| 基準<br>区分 | 発令基準                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                     |                                                                      |                                                                       |                                                                                                                                     | 解除基準                                                                      |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|          | 二酸化硫黄                                                                                                                                                                                                         | 浮遊粒子状物質                                                                                             | 一酸化炭素                                                                | 二酸化窒素                                                                 | 光化学オキシダント                                                                                                                           |                                                                           |
| 予報       | 一以上の測定局の二酸化硫黄測定値について、次のいずれかに該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。<br>(1) 1時間値0.1ppm以上の状態が3時間継続したとき。<br>(2) 1時間値0.2ppm以上の状態になったとき。                                                                           | 一以上の測定局の浮遊粒子状物質測定値について、1時間値が2.0mg/m <sup>3</sup> 以上である状態が2時間継続し、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。 | 一以上の測定局の一酸化炭素測定値の1時間値が30ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。 | 一以上の測定局の二酸化窒素測定値の1時間値が0.5ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。 | 一以上の測定局の光化学オキシダント測定値が気象条件から見て注意報の状態になるおそれがあると認められるとき。<br>一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.12ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。 | 発令地域内のすべての測定局において、左欄に掲げる各区別の基準値を下回りを、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれがないと認められるとき。 |
| 注意報      | 一以上の測定局の二酸化硫黄測定値について、次のいずれかに該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。<br>(1) 1時間値0.2ppm以上の状態が3時間継続したとき。<br>(2) 1時間値0.3ppm以上の状態が2時間継続したとき。<br>(3) 1時間値0.5ppm以上の状態になったとき。<br>(4) 1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上の状態になったとき。 | 一以上の測定局の浮遊粒子状物質測定値が3.0mg/m <sup>3</sup> 以上である状態が3時間継続し、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。          | 一以上の測定局の一酸化炭素測定値の1時間値が50ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。 | 一以上の測定局の二酸化窒素測定値の1時間値が1ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。   | 一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.40ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。                                                          |                                                                           |
| 警報       | 一以上の測定局の二酸化硫黄測定値について、次のいずれかに該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。<br>(1) 注意報発令中に1時間値0.5ppm以上になったとき。<br>(2) 1時間値0.5ppm以上が2時間継続したとき。                                                                          | 一以上の測定局の浮遊粒子状物質測定値が3.0mg/m <sup>3</sup> 以上である状態が3時間継続し、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。          | 一以上の測定局の一酸化炭素測定値の1時間値が50ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。 | 一以上の測定局の二酸化窒素測定値の1時間値が1ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。   | 一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.40ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。                                                          |                                                                           |
| 重大警報     | 一以上の測定局の二酸化硫黄測定値について、次のいずれかに該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。<br>(1) 1時間値0.5ppm以上の状態が3時間継続したとき。<br>(2) 1時間値0.7ppm以上の状態が2時間継続したとき。                                                                       | 一以上の測定局の浮遊粒子状物質測定値が3.0mg/m <sup>3</sup> 以上である状態が3時間継続し、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。          | 一以上の測定局の一酸化炭素測定値の1時間値が50ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。 | 一以上の測定局の二酸化窒素測定値の1時間値が1ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。   | 一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.40ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。                                                          |                                                                           |

## 6 大気汚染に係る環境基準について（通達）

環 大 企 第 1 4 3 号  
昭 和 4 8 年 6 月 1 2 日  
環 境 庁 大 気 保 全 局 長

大気汚染に係る環境基準については、これまでに、硫黄酸化物、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質についての環境基準がそれぞれ設定されていたところであるが、現下の大気汚染の状況から、硫黄酸化物、窒素酸化物及び光化学オキシダントの対策の徹底が緊急の課題となっていることにかんがみ、中央公害対策審議会からの答申（昭和48年4月26日）にそって、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準の設定を行い、従来の一酸化炭素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準と合わせて、今般「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）として告示するとともに、硫黄酸化物に係る環境基準の改定を行い、二酸化硫黄について、同月16日環境庁告示第35号（前記環境庁告示第25号の一部改正）により告示した。

今般告示された大気汚染に係る環境基準は、公害対策基本法第9条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準を定めたものであり、大気汚染防止に関する施策について、大気汚染が進行している地域にあっては、汚染の改善の目標となり、大気汚染が進行していない地域にあっては、汚染の未然防止の指針となるべきものである。

上記の趣旨にかんがみ、政府においては、同法同条第4項の規定により、本環境基準が確保されるよう万全の努力を払うこととしているが、貴職におかれても本環境基準の維持達成が図られるよう格段の努力をお願いする。

とくに、今般、改定又は新たに設定された二酸化硫黄、二酸化窒素及び光化学オキシダント（以下「二酸化硫黄等」という。）に係る環境基準については、現下のエネルギー情勢、防除技術の開発の状況等にかんがみ、その維持達成には相当の困難が伴うものと考えられるので、施策を進めるにあたっては、本職はもとより関係行政機関と連絡を密にするとともに、以下の事項に十分御留意のうえ、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

### 第1 二酸化硫黄等に係る環境基準について

#### 1 二酸化硫黄等に係る環境上の条件について

二酸化硫黄等に係る環境基準として定められた環境上の条件は、WHO（世界保健機関）の大気の質に関する指針のレベル1（ある値、又はそれ以下の値ならば現在の知識では、直接的にも間接的にも影響が観察されない濃度と暴露時間の組み合わせ）に相当するものとして、現在までに得られた知見に基づき、次のような各物質ごとの人への影響の特性を考慮し、わが国における大気汚染の実態等をふまえて、二酸化硫黄等による大気汚染が人の健康に好ましからざる影響を与えることのないよう、十分安全を見込んで設定されたものである。

ア 二酸化硫黄は、呼吸器系器官に対して長期的影響及び短期的影響を及ぼすこと、ならびにそれが浮遊粒子状物質や窒素酸化物と共存することによりその影響が強められること。

イ 二酸化窒素は、肺深部に容易に到達して肺及びその他の臓器に悪影響を及ぼすなど、それ自体としての長期的な影響は二酸化硫黄に比較して強く、それが二酸化硫黄、あるいは浮遊粒子状物質と共存することによりその影響が強められること。

ウ 光化学オキシダントは、眼に対する刺激あるいは呼吸器系器官への短期的な影響を与えること。

このような二酸化硫黄等に係る環境上の条件は、いずれも人の健康を保護するうえで、十分安全を見込んで定められたものであり、とくに二酸化硫黄及び二酸化窒素については、それらによる大気汚染の人への長期的な影響を防止することを目的として、厳しい水準に環境上の条件を定めたものである。これらの環境上の条件を若干超える測定値が得られた場合においても、直ちにそれが人の健康被害をもたらすものでないことに留意されたい。

#### 2 二酸化硫黄等の測定について

二酸化硫黄等について、適正な測定結果を得ることは、これらの汚染物質による汚染の現状の把握のみならず、その傾向の把握、その影響の判定及び防止対策の樹立とその効果の評価等今後の大気汚染防止行政を推進するうえで重要なことであるので、測定場所の選定、測定方法の採用等にあ

たつては、以下の事項に十分配慮するとともに、測定器の適正な維持、管理に努められたい。

(1) 測定場所

二酸化硫黄等の測定は、原則としてそれらの汚染物質による地域における大気汚染の状態を的確に把握することが可能な場所で行われるべきであるが、必要に応じて局地的な汚染状態の把握にも努めるべきである。

試料空気の採取は、人が通常生活し呼吸する面の高さで行われるべきであり、原則として地上 1.5m 以上 10m 以下の高さにおいて行うものとするが、高層集合住居等地上 10m 以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合には、試料空気を採取する高さは適宜その実態に応じて選択すべきものとする。

(2) 測定方法

二酸化硫黄等の測定方法はそれぞれ以下のとおりとする。なお、以下に示す測定方法と同等の結果が得られる他の方法を用いてもさしつかえない。

ア 二酸化硫黄の測定方法

二酸化硫黄濃度の測定は、過酸化水素水溶液を用いる導電率法により行うものとする。

なお、本測定方法においては、試料空気採取部にフィルターを使用することにより、試料空気中の硫酸ミストその他の浮遊粒子状物質を除去するものとする。

イ 二酸化窒素の測定方法

二酸化窒素濃度の測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法により行うものとする。

この場合、二酸化窒素の亜硝酸イオンへの転換係数(ザルツマン係数)は 0.72<sup>注)</sup>とする。

ウ 光化学オキシダントの測定方法

光化学オキシダント濃度の測定は、中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法もしくは電量法により行うものとする。本測定方法においては、オキシダント測定値を二酸化窒素濃度について補正するものとする。また、本測定方法においては、二酸化硫黄等の還元性物質の影響を受けるので、その妨害を除去するため、三酸化クロム含浸ろ紙(スクラバー)を使用するものとするが、この場合大気中の一酸化窒素が二酸化窒素に酸化され、光化学オキシダント測定値に影響するので、一酸化窒素濃度についても補正するものとする。

以上の二酸化窒素濃度及び一酸化窒素濃度についての補正方法については、おって通知するのでそれに従って補正を行うようお願いする。

(3) その他

ア 二酸化硫黄等の測定は連続測定を行うことが望ましく、また、測定結果の整理にあたっては、1 時間を単位として整理するものとする。ただし、二酸化窒素については 1 日(24 時間)を単位として測定結果を整理することとしてさしつかえない。

イ 測定装置の目盛範囲は大気中の二酸化硫黄等の濃度により適宜選択するものとする。

ウ 光化学オキシダントの測定値は前述のとおり二酸化窒素及び一酸化窒素についての補正を行う必要があるので、光化学オキシダントの測定場所で二酸化窒素及び一酸化窒素の測定を行うものとする。

3 環境基準による大気汚染の評価について

(1) 短期的評価

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、環境基準が 1 時間値又は 1 時間値の 1 日平均値についての条件として定められているので、前記測定方法により連続して又は臨時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行うものとする。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としないものとする。

なお、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測(上記の評価対象としない測定値を含む)が 1 日(24 時間)のうち 4 時間をこえる場合には、評価対象としないものとする。

---

注) 昭和 53 年 7 月に 0.84 に改定された。

## (2) 長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を適確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要であるが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施されるようにされたい。

長期的評価の方法としては、WHO の考え方をも参考に、二酸化硫黄又は二酸化窒素に係る年間にわたる 1 日平均値である測定値(前記の評価対象としない測定値は除く)につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外して評価を行うものとする。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から 1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いを行わないこととして、その評価を行うものとする。

## 4 環境基準の適用範囲について

二酸化硫黄等に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条第 8 項に規定する工業専用地域(旧都市計画法(大正 8 年法律第 36 号)による工業専用地区を含む)、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 4 項に規定する臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されないものである。

このことは、当該地域、又は場所における大気汚染の改善の目標、あるいは未然防止の指針として、本環境基準を用いないという意味であって、当該地域又は場所における環境大気についてはすべて大気保全行政の対象としない趣旨ではないので念のため申し添える。

## 第 2 二酸化硫黄等に係る環境基準の達成期間及びその達成の方途について

二酸化硫黄等に係る環境基準は、前述のようにきわめてきびしいレベルに設定されていることから、これが維持達成は容易ではないと考える。したがって、これが維持達成には、今後着実かつ計画的に大気汚染の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講じていく必要がある。このため告示において物質ごとに環境基準の達成に必要な期間が定められているところであるので、この趣旨を十分留意され、その施策の遂行に遺憾のないようされたい。

### 1 達成期間

- (1) 大気汚染の状態が二酸化硫黄等に係る環境基準を満足している地域にあつては、当該環境基準が維持されるよう努めるものとする。
- (2) 大気汚染の状態が二酸化硫黄等に係る環境基準を超えている地域にあつては、二酸化硫黄及び二酸化窒素については原則として 5 年以内に、光化学オキシダントについてはできるだけ早期に、当該環境基準が達成されるよう努めるものとする。

二酸化窒素については、特に当該環境基準が 5 年以内に達成することが困難な地域については、5 年以内に中間目標を、8 年以内に当該環境基準を達成するものとする。

なお、中間目標を設定する必要がある地域については、当該地域の大気汚染の実態、発生源の状況及びその汚染への寄与、発生源に適用しうる防除技術の状況及び技術開発の見通し等について十分検討を加えたうえで達成の困難性につき、総合的に判断する必要がある。このため、これら地域については、別途関係都道府県知事と本職と協議を行いたいのので、該当すると考えられる地域については、汚染の現況、発生源の状況及び今後 5 年間にわたる排出量予測等に関する資料の整備等に努められたい。なお、協議の対象となりうる地域は、おおむね公害防止計画策定又は策定予定地域に該当すると考えられるので、これらの地域のある都道府県におかれては、公害防止計画の策定又は見直しとも関連することになるので、これらの点との整合性にも十分配慮しておかれたい。

### 2 達成の方途

二酸化硫黄等に係る環境基準を達成するための方策については、告示においてはとくに示されていないが、政府においては中央公害対策審議会からの答申において環境基準の改定又は設定に伴う課題として示された諸施策を中心に各般にわたる対策を推進していくこととしており、これに関しては関係省庁の協力が必要なので閣議において協力を要請したところである。

貴職におかれても、これら施策を参考に必要な対策の推進に努められたい。

なお、これら施策の具体的内容、取扱い等については、それぞれ排出規制の実施、低硫黄化計画の策定等に際して別途通知する予定である。

### 第3 その他

#### 1 一酸化窒素、オゾン等の測定

一酸化窒素濃度を把握しておくことは、光化学オキシダントの測定値を補正するためにも、また窒素酸化物による大気汚染の状態を明らかにするためにも必要である。したがって、一酸化窒素濃度についても測定を行うものとする。この場合における測定方法は第1の2の(2)に示した二酸化窒素の測定方法の例によられたい。

また、窒素酸化物濃度について補正した光化学オキシダント濃度の大部分はオゾンによるものと考えられており、光化学反応による大気汚染の実態を明らかにするため、オゾンの測定を直接行うよう努めることが望ましい。オゾンの測定は、エチレンとの反応を利用した化学発光法により行うものとするが、この場合、排気中のエチレンを除去する装置を装着することとし、またエチレンを装入したボンベの取扱いに十分注意するよう配慮されたい。

さらに、光化学オキシダントの発生機構にかんがみ、炭化水素の測定を行うよう努められたい。

#### 2 従来の環境基準の取扱い

硫黄酸化物、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準は、従前、それぞれ「硫黄酸化物に係る環境基準について」（昭和44年2月12日閣議決定）、「一酸化炭素に係る環境基準について」（昭和45年2月20日閣議決定）及び「浮遊粒子状物質に係る環境基準について」（昭和47年1月11日環境庁告示第1号）により設定されていたところであるが、今般大気汚染に係る環境基準として一括して告示されたこと等に伴い、硫黄酸化物に係る環境基準については従前の閣議決定が廃止されて、あらたに閣議了解がなされ、また浮遊粒子状物質に係る環境基準については従前の告示が廃止された。

なお、今回改定が行われなかった一酸化炭素に係る環境基準についての閣議決定は存続しているので念のため申し添える。

おって、今般の告示による一酸化炭素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準は、従前の環境基準の内容を変更したものではなく、一酸化炭素に係る環境基準のうち、環境上の条件及び適用範囲の規定については、他の物質の環境基準の規定に合わせるため若干の修正を行ったものであり、その意味するところは変っていない。また、浮遊粒子状物質に係る環境基準の測定方法については、「浮遊粒子状物質に係る測定方法について」（昭和47年6月1日環大企第88号本職通知）の趣旨にしたがい誤解のないよう改めたものである。

また、浮遊粒子状物質による大気汚染などのように、その汚染の状況を環境基準にてらして長期的に評価することが必要な場合にあっては、その評価は第1の3の(1)に示した二酸化硫黄及び二酸化窒素に係る長期的評価の例により行うものとする。

## 7 二酸化窒素に係る環境基準の改定について（通達）

環 大 企 第 2 6 2 号  
昭 和 5 3 年 7 月 1 7 日  
環境庁大気保全局長

標記の件については、昭和 53 年 7 月 11 日付け環大企第 252 号をもって、環境事務次官より通知したところであるが、環境基準の改定の内容等については、下記第 1 のとおりである。また、環境基準の維持・達成のため、下記第 2 のとおり施策を講ずることとしているので、貴職におかれても、この方針にそって、格段の努力をお願いします。

なお、測定方法の一部変更の実施に伴う具体的措置等については、おって通知することとしているので申し添える。

### 記

#### 第 1 二酸化窒素に係る環境基準の改定について

##### 1 改定の理由について

- (1) 従来の二酸化窒素に係る環境基準は、昭和 47 年 6 月までの限られた科学的知見を基として十分安全性を見込んで、昭和 48 年 5 月に設定されたものである。

公害対策基本法第 9 条第 3 項は、環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない、と限定している。これは、いったん設定された環境基準が不変なものではなく、科学的知見の充実や学問の進歩に応じて適切か否かについて検討を加え、必要と認められる場合には改定されるべき旨を明記したものである。

環境庁長官は、中央公害対策審議会に対しこの数年間に格段に豊かになった二酸化窒素の健康影響に係る内外の科学的知見に基づき、環境基準設定の基礎となる判定条件及び指針について純粋に学問的立場からの検討を依頼することとし、昭和 52 年 3 月 28 日公害対策基本法第 9 条第 3 項の趣旨にのっとり、二酸化窒素の人の健康影響に関する判定条件等について諮問した。諮問を受けた審議会は二酸化窒素に係る判定条件等専門委員会を設置して検討し、本年 3 月 22 日二酸化窒素の判定条件と指針について環境庁長官に答申した。

- (2) 二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等についての答申（以下「答申」という。）は動物実験、人の志願者における研究、疫学的研究などの二酸化窒素の生体影響に関する内外の最新の科学的知見を収集評価し、地域の人口集団の健康を適切に保護することを考慮して次の値を指針として提案した。

短期暴露については 1 時間暴露として 0.1～0.2ppm。

長期暴露については、種々の汚染物質を含む大気汚染の条件下において二酸化窒素を大気汚染の指標として着目した場合、年平均値として 0.02～0.03ppm。

提案された指針は、疾病やその前兆とみなされる影響が見出されないだけでなく、さらにそれ以前の段階である健康な状態からの偏りが見出されない状態に留意したものであり、換言すれば、正常な健康の範囲に保つというものであるので健康の保護について十分な安全性を有するものである。また、短期暴露の指針はこれを 1 回超えたからといって直ちに影響が現れるというものではないとされている。

- (3) 環境庁は答申を最大限に尊重し、各方面の意見をも慎重に検討、考慮した結果、公害対策基本法第 9 条第 3 項の趣旨にのっとり現在の環境基準を改定すべきであると判断したものである。科学的判断に基づいて、環境基準の改定が必要と認められるにもかかわらず、これを改定しないことは、公害対策基本法の定めるところに反するのみならず、今後の窒素酸化物対策について根拠と説得力を失わせ、その推進に大きな支障と混乱を生じさせることとなるものと考えられる。

##### 2 二酸化窒素に係る環境上の条件について

二酸化窒素に係る環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下と改定された。

この環境基準は、答申で示された判定条件及び指針が現在の時点における二酸化窒素の人の健康

影響に関する最新・最善の科学的・専門的判断であり、また、それは公害対策基本法第 9 条第 1 項に規定する人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい水準を示すものと判断し、答申で提案された幅をもった指針に即して改定されたものである。

環境基準は、従前と同様に 1 時間値の 1 日平均値を用いたが、1 日平均値の年間 98% 値と年平均値は高い関連性があり、1 日平均値で定められた環境基準 0.04~0.06ppm は年平均値 0.02~0.03ppm におおむね相当するものであるとともに、この環境基準を維持した場合は、短期の指針として示された 1 時間値 0.1~0.2ppm をも高い確率で確保することができるものである。

答申で示された指針は疾病やその前兆だけでなく、それより程度の高い健康を人口集団について保護しうるものとして合意されたものであり、十分安全性が考慮されていること、昭和 47 年当時懸念された二酸化窒素の発がん性等のおそれがこれまでの知見では認められていないこと、疫学的調査の健康影響指標に用いた持続性せき・たんの有症率は、医学的判断に基づく呼吸器系疾患の患者に係わる有症率とは異なるほか、環境大気中の二酸化窒素のみの特異的影響ではないことなどの理由から、これ以上に安全性を見込む必要はないと判断した。新環境基準は国民の健康を十分保護し得るものであり、環境基準の改定によって国民の健康保護に問題の生ずるおそれはなく、これを超えたからといって直ちに疾病又はそれにつながる影響が現れるものではない。

### 3 環境基準による大気汚染の評価及び適用範囲について

#### (1) 環境基準による大気汚染の評価について

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間ににおける二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの(以下「1 日平均値の年間 98% 値」と呼ぶ。)が 0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超える場合環境基準が達成されていないものと評価する。

ただし、1 日平均値の年間 98% 値の算定に当たっては、1 時間値の欠測(地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし異常と思われる 1 時間値が得られた際において、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等についての検討の結果、当該 1 時間値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合を含む)が 4 時間を超える測定日の 1 日平均値は、用いないものとする。

また、年間における二酸化窒素の測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

#### (2) 適用範囲

二酸化窒素に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条第 8 項に規定する工業専用地域(旧都市計画法(大正 8 年法律第 36 号)による工業専用地区を含む。)、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 4 項に規定する臨港地区、道路の車道部分その他原野、火山地帯等一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されないものである。なお、道路沿道のうち、一般公衆が通常生活している地域又は場所については、環境基準が適用されるので念のため申し添える。

### 4 測定方法等について

二酸化窒素の環境基準による評価に用いる測定方法は、従来と同様、ザルツマン試薬を用いる吸光度法によることとされているが、より正確な測定を行うために二酸化窒素の亜硝酸イオンへの転換係数(以下「ザルツマン係数」という)を変更する必要があるので、これを従来の 0.72 から 0.84 に改定する。

ザルツマン係数の改定に伴い、従来の方法で測定された二酸化窒素の測定値については補正する必要があるので、53 年度の測定値として本職に報告される年報等の公式統計の公表に当たっては、補正された測定値を用いることとされたい。

貴職におかれては、これまで、測定局の設置、保守管理等、測定値の精度向上に努められてきたところであるが、今後とも、その一層の努力をお願いする。

### 5 達成期間等について

(1) 新環境基準の維持達成に当たっては、それがゾーンで示されたことにかんがみ、現在の二酸化窒素の濃度の水準によって 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域と 1 日平均値が 0.04 から 0.06ppm までのゾーン内にある地域とに地域を区分し、それぞれの地域において、次のように環境基準の

達成又は維持に努めるものとされた。

まず、1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、当該地域のすべての測定局において 0.06ppm が達成されるよう努めるものとする。

次に、1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、都市化・工業化にあまり変化がみられない場合は現状程度の水準を維持し、都市化・工業化が進む場合はこれを大きく上回る必要とならないよう努めるものとする。このことは、安易に 0.06ppm まで濃度を上昇させてもよいと解されてはならないし、現実的に可能な無理のない範囲内の努力により現状の水準をゾーン内において改善することを否定するものではない。

なお、1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。

新環境基準の達成期間は、改定の時点から原則として 7 年以内すなわち昭和 60 年までとした。これは、0.06ppm を超えるすべての地域について、0.06ppm を達成するには 3 年から 5 年という短期の間では不可能であること、これまでの固定発生源及び移動発生源に対する規制の効果が顕著に現れるのは昭和 50 年代の後半であること、0.06ppm を超える地域に係る総量規制を実施するには、事前の調査及び適用までの猶予期間等が必要であるので 50 年代の後半にならざるを得ないことなどによるものである。

- (2) 前記(1)に示す地域については、大気汚染防止法施行令別表第 3 に規定する地域の区分を参考に、ザルツマン係数改定後の 52 年度における 1 日平均値の年間 98% 値について、一般環境大気測定局のうち上位 3 局の平均値が 0.06ppm を超えるか又は 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にあるかによって判定することを基本的考え方とし、更に次に例示するような地域の個別具体的事情に即して十分検討を加え、総合的に判断することとする。

ア 特に地域の一部を除外し、又は補充する必要がある場合

イ 測定局が特定発生源による局所的影響を大きく受けている場合

ウ 52 年度の測定値が地域産業の生産動向等にてらし特異的であるため、他の年度の測定値もあわせて考慮する必要がある場合

これらの地域の判定については、本職が別途関係都道府県知事と協議を行うこととしているので、了知されたい。

## 第 2 環境基準の維持・達成の方途等について

### 1 環境基準の維持・達成の方途

今後、環境基準の維持・達成を図るため、特に次のような窒素酸化物対策を推進することとしている。

#### (1) 固定発生源に対する排出規制

固定発生源については、次の諸点に配慮して、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項に基づく全国一律の排出規制を進めるとともに、これまでの規制の効果も見つつ、環境基準を達成していない地域及び環境基準を維持することが困難な地域については、汚染の構造、規制の効果等を踏まえ、必要に応じ法第 4 条第 1 項に基づく上乘せ規制、法第 5 条の 2 に基づく総量規制等の対策を検討し、所要の措置を講ずるものとする。

ア 硫黄酸化物、ばいじん等の対策との整合性を図りつつ、必要に応じ広域的観点にも配慮し、総合的な大気汚染対策の推進に資すること。

イ 窒素酸化物防除技術の開発を促進しつつ、その進展に応じ対策を進めること。

ウ 対策の実施に必要な設備、エネルギー、資源、用地の状況等を勘案し、効率的な実施を図ること。

なお、特に、既施設設に対し排煙脱硝を含む厳しい上乘せ規制を実施することについては、施設用地の状況や今後のばいじん等の対策との整合性等について十分検討し、慎重に対処されたい。

おって、総量規制については、本職から別途関係都道府県知事と協議を行いたいので、了知されたい。

(2) 自動車排出ガス規制

乗用車については世界で最も厳しい 53 年度規制が実施され、またバス、トラック等については 52 年 12 月 26 日の中央公害対策審議会答申で示された第 1 段階の目標値を 54 年規制として告示したところである。

更に、バス、トラック等については、引き続き自動車排出ガス低減技術の開発状況を促進しつつ、その進展に応じて、今後数年後、遅くとも 50 年代中に上記答申で示された第 2 段階の規制を実施することとしている。

2 その他

- (1) 光化学大気汚染対策については、その原因物質である二酸化窒素と炭化水素の両者について、必要に応じ広域的観点に配慮し、今後とも対策を進めていく方針である。
- (2) 貴県(市)において締結している公害防止協定については、今回の環境基準改定の理由を正しく理解され、適切に対応するよう配慮されたい。
- (3) なお、公害健康被害補償法に基づく第 1 種地域については、今後も認定患者及び住民の不安を招来することのないよう特に留意しつつ、環境基準のゾーン内において対策の推進に当たられたい。

## 8 大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

環管大第177号、環管自第75号

平成13年5月21日

改正 平成17年6月29日管環管大発第050629001号、環管自発第050629001号  
平成19年3月29日環水大大発第070329002号、環水大自発第070329002号  
平成22年3月31日環水大大発第100331001号、環水大自発第100331002号  
平成23年7月1日環水大大発第110701001号、環水大自発第110701001号  
平成25年8月30日環水大大発第1308303号、環水大自発第1308301号  
平成28年9月26日環水大大発第1609263号、環水大自発第1609261号  
令和4年3月31日環水大総発第2203302号、環水大大発第2203306号、環水大自発第2203303号  
令和5年11月9日環水大管発第2311092号、環水大モ発第2311092号

### 目次

#### I 大気汚染状況の常時監視の目的

#### II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視

1. 測定対象
2. 測定局の数及び配置
  - (1) 測定局数
  - (2) 測定局の配置
  - (3) 測定局の見直し
3. 測定頻度
4. 試料採取口の高さ
5. 測定方法
6. 測定値の取扱い及び評価
  - (1) 評価の対象としない測定値等
  - (2) 常時監視結果の評価
7. 精度管理及び保守管理
8. 結果の報告

#### III 微小粒子状物質に係る常時監視

1. 測定対象
2. 測定局の数及び配置
  - (1) 測定局数
  - (2) 測定局の配置
  - (3) 段階的整備
3. 測定頻度
4. 試料採取口の高さ
5. 試料採取口の設置条件
6. 測定方法
7. 測定値の取扱い及び評価
  - (1) 評価の対象としない測定値等
  - (2) 常時監視結果の評価
8. 成分分析
  - (1) 目的
  - (2) 実施体制
9. 精度管理及び保守管理
10. 結果の報告

#### IV 有害大気汚染物質等に係る常時監視

1. 測定対象

2. 測定地点の数及び選定
    - (1) 測定地点数
    - (2) 測定地点の選定
    - (3) 測定地点の見直し
    - (4) 既存の測定局の活用
  3. 測定頻度等
  4. 試料採取口の高さ
  5. 測定方法
  6. 測定値の取扱い及び評価
    - (1) 評価の対象としない測定値
    - (2) 年平均値の算出
    - (3) 異常値の取扱い
  7. 精度管理及び保守管理
  8. 結果の報告
- 附則

## I 大気汚染状況の常時監視の目的

都道府県等において継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における大気汚染状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、汚染防止対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化等を把握し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全のための大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的とする。

## II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視

### 1. 測定対象

主として、窒素酸化物、粒子状物質その他の大気汚染防止法に基づく規制がなされている物質に関して大気汚染状況を把握するため、環境基準が設定されている以下に掲げる物質について測定を実施する。

二酸化硫黄  
一酸化炭素  
浮遊粒子状物質  
光化学オキシダント  
二酸化窒素

また、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについての大気汚染状況を適切に評価するため、その生成の原因となる非メタン炭化水素についても測定を実施する。

ただし、これらの物質の一部のみを測定項目として選定する測定局にあつては、当該測定局周辺における発生源からの排出の状況、各物質の環境濃度の状況その他の当該測定局及び当該地域に係る実状を踏まえ、各物質の測定の必要性及び優先度合いを十分考慮し、測定項目を選定するものとする。

さらに、上記に掲げる物質についての大気汚染状況を適切に評価するため、一酸化窒素並びに風向及び風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。

### 2. 測定局の数及び配置

#### (1) 測定局数

上記1. の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。

注) 望ましい測定局数の水準は、大気汚染による人の健康の保護及び生活環境の保全の見地から定めるものであることから、車道局など、人が通常生活していない地域又は場所に配置され、環境基準の達成状況の判断に使用されない測定局の数は含まないものとする。また、地域全体の大気汚染状況を把握するための数を示すものであることから、以下のような特殊な目的を有する測定局の数も含まないものとする。

- ・ 特定発生源による突発的かつ高濃度の汚染の把握

## ア 全国的視点から必要な測定局数の算定

### ① 人口及び可住地面積による算定

大気汚染物質に係る環境基準又は指針値等（以下「環境基準等」という。）は、人の健康の保護の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県ごとの測定局数のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定局数とする。

(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定局を設置する。

(b) 可住地面積 25 km<sup>2</sup> 当たり 1 つの測定局を設置する。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。

### ② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整

都道府県の測定局のうち、過去 3 年程度の間において、測定項目ごとに環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数を、「中」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね 1/2 の数を、「低」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね 1/3 の数を測定項目ごとの測定局数とする。

「高」：環境基準等を未達成又は達成しているが、基準値の 7 割を超える。

「中」：環境基準等を達成しているが、基準値の 3 割を超え、かつ、7 割以下。

「低」：環境基準等を達成し、かつ、基準値の 3 割以下。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した測定局数の調整を行うこともできることとする。

注) 調整の結果により、測定局の移設、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。

### ③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整

(a) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素

①及び②で算定された数を測定局数とする。

ただし、自動車 NOx・PM 法により定めた対策地域を含む都道府県にあっては、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は、①及び②で算定された数の概ね 4/3 の数を測定局数とする。

また、光化学オキシダントの注意報が発令されていない都道府県にあっては、光化学オキシダントは、①及び②で算定された数の概ね 2/3 の数を測定局数とする。

(b) 一酸化炭素

移動発生源による汚染が中心であることに加えて、大気環境中の濃度が環境基準値より大幅に低減している状況から、①及び②で算定された数の概ね 1/4 の数を測定局数とする。

(c) 非メタン炭化水素

間接的な汚染物質であることから、①及び②で算定された数の概ね 1/2 の数を測定局数とする。

(a)、(b)、(c)で調整を行った結果、測定局数が「1」を下回る数値となった場合は「1」とする。

## イ 地域的視点から必要な測定局数の算定

### ① 自然的状況の勘案

以下のような地形的な状況や気象的な状況等の地域固有の自然的状況を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。

(a) 地形的な状況

山地等により他の地域と分断されている地域、谷筋又は河川・湖沼等の近傍で気流が複雑な地域、海岸部で風速が大きい地域等にあつては、他の地域の大気環境と一体性がなく、一方の都市での測定結果で他方の都市の大気の状態を代表させるのは適当ではない。

(b) 気象的な状況

気温、風向、風速、日射量、季節変化等により大気環境に影響を与える。

② 社会的状況の勘案

以下のような大気汚染発生源への対応、住民のニーズへの対応、規制や計画の履行状況の確認、今後の開発の予定、各種調査研究への活用等の常時監視の社会的有用性を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。

(a) 大気汚染発生源への対応

固定発生源に関しては、工場等の分布、規模及び排出口の高さ等の状況並びに近傍の風向が大気環境に影響を与える。特に、工場が密集している地域等においては、事故等の異常発生時に迅速に対処する必要があることに留意する。また、常時監視の対象物質の測定値から、当該対象物質以外の大気汚染物質の排出動向についても推測ができ、大気汚染物質全般の監視の役割をも果たしている場合がある。

移動発生源に関しては、道路の配置又は変更予定とともに、道路の構造、車種別交通量、走向速度、沿道状況等が大気環境に影響を与える。

また、中・高層ビルの密集している都市部においては、気流やビルの排熱等が大気環境に影響を与える。

(b) 当該都道府県以外からの越境汚染による影響への対応

当該都道府県以外からの越境汚染等が季節や気象条件により当該都道府県又は地域に与える影響を考慮して、測定局を配置する。

(c) 住民のニーズへの対応

測定局の配置について、地域住民との約束や要望等の社会的要請が存在する場合は、十分な合意を得る必要がある。

(d) 規制や計画の履行状況の確認

常時監視は、工場等が自ら行う環境監視体制を補完し、行政が規制の遵守状況を最終的に確認する手段としての役割をも担っている。また、公害防止計画、港湾計画等各種計画において、当該計画の進捗状況を確認する手段として常時監視が積極的に位置づけられている場合がある。

(e) 今後の開発の予定

大規模な開発が予定される場合、事前に大気環境の測定を行う必要がある。

(f) 各種調査研究への活用

これまで蓄積してきた測定局のデータは、測定局周辺の健康影響調査における平均曝露量等、研究や科学的データの基礎資料としても活用され、重要な役割を担っている。特に、環境影響評価調査において、測定局のデータが活用できる場合、過去からの傾向が明らかなことから、予測評価の精度向上が図られる等、調査の効率化や質的向上に貢献している。

③ これまでの経緯の勘案

設置されてから相当の期間を経過し、継続して測定をしてきた測定局については、大気環境の経年変化を知る上で重要な意義を有している。また、測定局の有用性について地域住民から高い評価を得ており、測定局が地域では所与のものとして受け止められている場合も多い。このように、既存の測定局については、これまでの経緯を十分に勘案し、必要に応じて、望ましい測定局数の水準に加算することにより、存続を図ることとする。

(2) 測定局の配置

(1) の規定により算定された測定局数は、都道府県ごとの望ましい測定局の総数を示したもので

あり、具体的に測定局をどの地点に配置するかについては、測定局数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定局は以下の２つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。

#### ① 一般環境大気測定局

大気汚染状況を常時監視するための測定局であって、以下②による自動車排出ガス測定局以外のものを一般環境大気測定局という。一般大気環境測定局は、一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった、常時監視の目的が効率的に達せられるよう配置する。

#### ② 自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染状況を常時監視するための測定局を自動車排出ガス測定局という。自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる大気汚染状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案して配置する。

配置が決定された測定局については、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

### （３）測定局の見直し

人口、環境濃度レベルの変化等により（１）アに規定する全国的視点から必要な測定局数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化により（１）イに規定する地域的視点から必要な測定局数の算定基礎データが変化した場合には、適宜、測定局の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

## ３．測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

## ４．試料採取口の高さ

### （１）基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

（２）基本的考え方を踏まえ、その具体的な高さは、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント及び一酸化炭素については、地上１．５ｍ以上１０ｍ以下、浮遊粒子状物質については地上からの土砂の巻き上げ等による影響を排除するため、地上３ｍ以上１０ｍ以下とする。

（３）高層集合住宅等地上１０ｍ以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合であって、基本的考え方を踏まえて当該実態について十分検討した結果、（２）によることが適当ではないと考えられるときは、適宜その実態に応じ適切な高さを設定する。

（４）用地の確保が困難な場合等やむを得ない事由により（２）及び（３）のいずれにもよることができない場合又はそれによることが適当ではないと考えられる場合は、次の要件を満たす採取口を設定するよう努めるものとする。

ア 採取口の高さが３０ｍを超えていないこと。かつ、

イ 近隣の地点において（２）における採取口高さにより、連続して１月間以上並行して測定を行った場合の測定結果と比較して、１時間値の日平均値の平均の差が大気環境基準の下限値の１／１０を超えていないこと。なお、四季の変化による影響を把握するため、この並行して行う測定は四季に併せて１年に４回以上行うこと。

## ５．測定方法

測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」（平成２２年３月

3 1 日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号) によることとする。

## 6. 測定値の取扱い及び評価

### (1) 評価の対象としない測定値等

- ア 測定局が、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）の規定による工業専用地域（旧都市計画法（大正 8 年法律第 3 6 号）による工業専用地域を含む。）、港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値
- イ 測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値
- ウ 1 日平均値に係る 1 時間値の欠測が 1 日（2 4 時間）のうち 4 時間を超える場合における当該 1 日平均値

### (2) 常時監視結果の評価

常時監視の結果は、環境基準により測定局ごとに短期的評価・長期的評価を行うこととし、以下による。

#### ア 短期的評価

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が 1 時間値または 1 時間値の 1 日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

#### イ 長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

##### ① 二氧化硫、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2 % の範囲にあるもの（3 6 5 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

##### ② 二氧化硫

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 9 8 % に相当するもの（1 日平均値の年間 9 8 % 値）で評価を行う。

## 7. 精度管理及び保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」（平成 2 2 年 3 月 3 1 日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）に基づき、維持管理体制を整備し、測定機器に応じた日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。

## 8. 結果の報告

法第 2 2 条第 2 項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

## Ⅲ 微小粒子状物質に係る常時監視

### 1. 測定対象

平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質、いわゆる PM2. 5 について測定を実施する。

## 2. 測定局の数及び配置

### (1) 測定局数

Ⅱの2. (1) の例による。

### (2) 測定局の配置

Ⅱの2. (2) の例による。また、測定機の設置場所については、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の他の項目との比較が必要になることから、原則として、既存の測定局に設置することとするが、

5. の試料採取口の設置条件を勘案し、設置場所を検討するものとする。

### (3) 段階的整備

(1) の規定により算定された測定局については、平成 22 年度から 3 年を目途に整備を図るものとする。

## 3. 測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

## 4. 試料採取口の高さ

### (1) 基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

### (2) 基本的考え方を踏まえ、微小粒子状物質におけるその具体的な高さは、Ⅱの4.

(2) ～ (4) の浮遊粒子状物質の例による。

## 5. 試料採取口の設置条件

吸着等による微小粒子状物質の損失を防ぐため、試料大気導入口と粒子捕集部は鉛直管で連結させ、試料大気導入口から粒子捕集部までの長さは 5 m 以下、分粒装置出口から粒子捕集部までの長さは 1.5 m 以下とする。測定局舎屋内にサンプラを設置する場合には、試料導入管は局舎の天井を貫通させて取り付けることとする。

また、試料採取口の周囲は十分に開けている必要があり、周辺に他の試料採取口や採取装置その他設置物等がある場合は、それらの影響を避けるために、それら設置物等より 1 m 以上離すことが望ましい。

## 6. 測定方法

標準測定法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機を用いることとする。その他、測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」（平成 22 年 3 月 31 日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）によることとする。

## 7. 測定値の取扱い及び評価

### (1) 評価の対象としない測定値等

ア 測定局が、都市計画法の規定による工業専用地域（旧都市計画法による工業専用地域を含む。）、港湾法の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値

イ 測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値

ウ 1 日平均値に係る欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合における当該 1 日平均値。

また、1 年平均値の計算においては、有効測定日が 250 日に満たないもの

### (2) 常時監視結果の評価

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準（1 年平均値）と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1 日平均値）と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

## 8. 成分分析

### (1) 目的

微小粒子状物質の健康影響調査に資する知見の充実を図るとともに、その原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積を踏まえたより効果的な対策の検討を行うため、質量濃度の測定に加え、成分分析を行う。

### (2) 実施体制

成分分析については、全国で体系的に進める必要があることから、別途定める国と都道府県等との役割分担、分析地点（数）の選定方法、調査時期及び調査方法等を明確化するためのガイドラインに基づき、順次、実施していくものとする。

## 9. 精度管理及び保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」（平成 22 年 3 月 31 日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）に基づき、維持管理体制を整備し、測定機器に応じた日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。

## 10. 結果の報告

法第 22 条第 2 項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

## IV 有害大気汚染物質等に係る常時監視

### 1. 測定対象

有害大気汚染物質のなかの優先取組物質（当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等にかんがみ健康リスクがある程度高いと考えられる物質で、別添に掲げるものをいう。）のうち既に測定方法の確立している物質（ダイオキシン類を除く。）で以下に掲げるもの、並びに水銀及びその化合物について、測定を実施する。

アクリロニトリル  
アセトアルデヒド  
塩化ビニルモノマー  
塩化メチル  
クロム及び三価クロム化合物  
六価クロム化合物  
クロロホルム  
酸化エチレン  
1, 2-ジクロロエタン  
ジクロロメタン  
テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン  
トルエン  
ニッケル化合物  
ヒ素及びその化合物  
1, 3-ブタジエン  
ベリリウム及びその化合物  
ベンゼン  
ベンゾ [a] ピレン  
ホルムアルデヒド  
マンガン及びその化合物

以上に掲げる物質のうち、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物については、原則として粒子状の物質に限る。水銀及びその化合物については、原則としてガス状のものに限る。

ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物並びに水銀及びその化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なると思われるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定を実施することが困難であるため、それぞれの金属及びその化合物ごとに、当該金属化合物の全量又は当該金属及びその化合物の全量（金属換算値）を測定するものとする。

個々の測定地点における測定物質については、2.（1）に規定する全国標準監視地点においては、原則として測定可能な全ての優先取組物質を測定することとし、2.（1）に規定する地域特設監視地点については、2.（3）②イ及び③イによる。

また、風向、風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。

## 2. 測定地点の数及び選定

### （1）測定地点区分

#### ① 全国標準監視地点

全国標準監視視点とは、全国的な視点を踏まえ、1. で示した全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点をいう。

#### ② 地域特設監視地点

地域特設監視地点とは、全国標準監視地点以外の測定地点であって、地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点をいう。

### （2）測定地点数

都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における望ましい測定地点の水準を決定するものとする。望ましい測定地点数の水準は、全国標準監視地点と地域特設監視地点のそれぞれについて、以下のとおり算出する。

#### ① 全国標準監視地点の測定地点の算定

##### ア 人口及び可住地面積による測定地点の算定

有害大気汚染物質並びに水銀及びその化合物（以下「有害大気汚染物質等」という。）による大気汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康への被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。このような基本的な考え方に基づき、有害大気汚染物質等の人への暴露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県ごとの測定地点のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定地点数とする。

(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定地点を選定する。

(b) 可住地面積 25km<sup>2</sup> 当たり 1 つの測定地点を選定する。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口区分、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定地点数の調整を行うこともできるものとする。

##### イ 環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整

環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整として、Ⅱの２．（１）のア②に規定する環境濃度レベル「中」を想定し、アで算定された数の概ね 1/2 の数を測定地点数とする。

注）調整の結果により、測定地点の移動、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。

ウ 測定項目の特性に対応した測定地点数の調整

イで算定された数の概ね 1/3 の数を測定地点数とする。

## ② 地域特設監視地点の測定地点数の算定

Ⅱの２．（１）のイの例による。ただし、地域の実情に応じ、環境基準等を超える可能性のある地域や幹線道路区間及びそれに準ずる道路区間については、測定地点の移転又は新たな測定地点の選定等の対応により、優先的に監視を行うことが望ましい。

## （３）測定地点の選定

（２）の規定により算定された測定地点数は、都道府県ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定地点は、測定項目ごとに以下の３つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。

### ① 一般環境

一般環境における測定地点は、固定発生源又は移動発生源からの有害大気汚染物質等の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点について、地域における有害大気汚染物質等による大気汚染の状況の把握が効果的になされるよう選定するものとする。また、大気汚染の状況の経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

### ② 固定発生源周辺

#### ア 測定地点の選定

固定発生源周辺における測定地点については、固定発生源における有害大気汚染物質等の製造、使用及び排出の状況、気象条件及び地理的条件を勘案して、排出が予想される物質の濃度が、固定発生源における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

なお、排出の状況については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく PRTR 届出データ及びそれに準ずる情報を踏まえ把握することを基本とする。

また、大気汚染の状況の経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。しかし、それぞれの固定発生源によって、有害大気汚染物質等の製造・使用状況等が異なることが考えられるため、ある地点における測定結果から他の地点における大気汚染の状況を推測することは難しい。このため、より多くの地点においてきめ細かく有害大気汚染物質等の汚染状況を監視する必要性等の観点から、年度ごとに測定地点を変えて監視を実施することは差し支えない。

#### イ 測定項目

固定発生源周辺においては、地域の固定発生源で製造・使用され、排出されると考えられる物質について測定を実施するものとする。

### ③ 沿道

#### ア 測定地点の選定

沿道における測定地点については、交差点、道路及び道路端付近において、自動車から排出される有害大気汚染物質等による大気汚染状況が効率的に監視できるよう、車種別交通量、走行速度、気象条件及び地理的条件を勘案し、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質等の濃度が、沿道における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

また、大気汚染の状況の経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

## イ 測定項目

沿道においては、自動車からの排出が予想されるアセトアルデヒド、トルエン、1, 3-ブタジエン、ベンゼン、ベンゾ [a] ピレン、ホルムアルデヒド等について監視を実施するものとする。

### (4) 測定地点の見直し

人口等の変化等により 2. ①に規定する全国標準監視地点の地点数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化等により 2. ②に規定する地域特設監視地点の地点数の算定基礎データが変化した場合には、適宜、測定地点の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

### (5) 既存の測定局の活用

これまでに設置された一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を有害大気汚染物質の測定地点として活用することは、サンプリングを確実に実行し、また効率的に常時監視体制を整備する上でも有効である。このため、上記 (3) に基づき、選定すべき測定地点として適正であるか判断の上、既存の測定局の中から測定地点を選択することは差し支えない。

## 3. 測定頻度等

長期曝露による健康リスクが懸念されている有害大気汚染物質等の常時監視においては、原則として年平均濃度を求めるものとする。

有害大気汚染物質等の排出等は、人の社会・経済活動に密接に関係しているため、季節変動、週内変動及び日内変動が認められる。常時監視に当たって、これらの変動が適切に平均化されるよう、原則として月 1 回以上の頻度で測定を実施するものとする。その際、連続 24 時間のサンプリングを実施し、日内変動を平均化するものとする。さらに、サンプリングを実施する曜日が偏らないようにし、週内変動を平均化することが望ましい。

サンプリング方法及び対象物質によっては、連続 24 時間のサンプリングによると捕集管等が破過する場合があるが、この場合はサンプリングを数回に分けて連続して行うものとする。

## 4. 試料採取口の高さ

サンプリングにおける試料採取口の地上高さは、粒子状でない物質については、原則として、通常人が生活する高さである地上 1.5 m から 10 m において行うものとする。粒子状の物質については、地上からの土砂の巻上げ等による影響を排除するため、原則として、地上 3 m から 10 m の高さにおいて行うものとする。なお、高層集合住宅等地上 10 m 以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある地域においては、その実態を勘案し、試料採取口の高さを適切に設定するものとする。

## 5. 測定方法

測定方法については、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 9 年 2 月 12 日環大規第 27 号、令和 5 年 5 月 19 日最終改正）によるものとする。

## 6. 測定値の取扱い及び評価

### (1) 評価の対象としない測定値等

Ⅱの 6. (1) ア及びイの例による。

### (2) 年平均値の算出

測定結果を評価する際には、地点ごとに、測定値を算術平均して求めた年平均値を用いるものとし、環境基準値が設定されている物質については基準値との比較によってその評価を行うものとする。測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の 1/2 として年平均値の算出に用いるものとする。十分な測定頻度で測定を実施できなかった場合又は欠測が多く測定値の得られた季節が偏っている場合等は、結果の評価に際し留意する必要がある。

### (3) 異常値の取扱い

これまでの測定結果等から判断して、極端に高い若しくは低いと考えられる測定値が得られた場合又は前回の測定値と比較して極端に測定値が変動している場合には、その測定値は異常値である可能性がある。このときは、サンプリング、試料の輸送、前処理、機器分析という一連の作業に問題がないかを確認し、問題がない場合には、サンプリング時の周囲の状況に通常考えにくい事象等がなかったかを確認するものとする。以上の情報を総合的に勘案して、異常値と考えられる場合には、測定値は欠測とするものとする。

なお、異常値の可能性のある測定値が得られた場合には、可能な限り速やかに再測定を行うことが望ましい。

### 7. 精度管理及び保守管理

有害大気汚染物質等の測定は、サンプリング、試料の輸送、前処理、機器分析といったバッチ処理によって行われることが通常であり、有効な測定を行うため、それぞれの作業及び機器の管理等を適切に実施するものとする。また、作業に係る情報等を記録し、測定が終了した後に精度管理が十分にされているかを記録によって確認できるようにするものとする。

### 8. 結果の報告

法第22条第2項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

### 別添 優先取組物質

1. アクリロニトリル
2. アセトアルデヒド
3. 塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン又は塩化ビニル）
4. 塩化メチル（別名：クロロメタン）
5. クロム及び三価クロム化合物
6. 六価クロム化合物
7. クロロホルム
8. 酸化エチレン（別名：エチレンオキシド）
9. 1, 2-ジクロロエタン
10. ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）
11. ダイオキシン類
12. テトラクロロエチレン
13. トリクロロエチレン
14. トルエン
15. ニッケル化合物
16. ヒ素及びその化合物
17. 1, 3-ブタジエン
18. ベリリウム及びその化合物
19. ベンゼン
20. ベンゾ [a] ピレン
21. ホルムアルデヒド
22. マンガン及びその化合物

### 附則（平成17年6月29日）

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準につ

いて（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

附則（平成19年3月29日）

平成17年6月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

附則（平成22年3月31日）

1. 平成19年3月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

2. IIIの2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後3年を目途に見直しを行うこととする。

附則（平成23年7月1日）

1. 平成22年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

2. 本通知は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年8月30日）

1. 平成23年7月1日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

2. 本通知は、平成26年4月1日から適用する。ただし、本通知の適用により、測定地点数や各測定地点の測定項目数が大幅に変動する場合にあっては、平成26年度から3年を目途に測定地点や測定項目の見直しを行うことで良い。

附則（平成28年9月26日）

本通知は、平成30年4月1日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）から適用する。

附則（令和4年3月31日）

1. 平成28年9月26日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

附則（令和5年11月9日）

1. 令和4年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。
2. 本通知は、令和6年4月1日から適用する。ただし、クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、当分の間、有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成9年2月12日環大規第27号、令和5年5月19日最終改正）によるクロム及びその化合物の全量（クロム換算値）の測定をもって代えることができる。

## 9 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）

環水大総発第 090909001 号  
平成 21 年 9 月 9 日

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」を別紙のとおり告示した（平成 21 年 9 月環境省告示第 33 号）。

政府においては、同条第 4 項の規定に基づき、微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準が確保されるよう、「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について」（平成 21 年 9 月 3 日中央環境審議会答申。以下「答申」という。）において示された環境基準の設定に伴う課題に係る施策等を総合的かつ有効適切に講ずることとしているが、貴職におかれても、下記の事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図られたい。

### 記

#### 第 1 環境基準について

##### 1 設定の背景

我が国では、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、呼吸器に吸入されて、人の健康に影響を及ぼす粒径  $10\mu\text{m}$  以下のものについて、昭和 48 年に浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定めている。今日に至るまで、その削減に係る各種対策が進められ、近年では一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局（以下「測定局」という。）のうちおよそ 9 割の測定局において、この環境基準の達成がみられているところである。一方、近年において、浮遊粒子状物質の中でも微小な粒子状物質の曝露によって一定の健康影響を及ぼしていることを示す国内外の疫学分野、その他の科学的知見が蓄積されており、国外では、これらの知見により微小粒子状物質について、独立の項目として環境目標値を設定する動きがある。このような状況を踏まえ、平成 20 年 12 月 9 日に環境大臣から中央環境審議会に「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について」諮問を行い、国内外の科学的知見や大気環境濃度の情報等を踏まえ専門的な審議をいただき、平成 21 年 9 月 3 日に答申がなされたところである。

今般の環境基準はこの答申を踏まえ設定したものである。

#### 2 環境上の条件について

##### （1）環境上の条件

微小粒子状物質に係る環境上の条件は、次のとおり設定した。

微小粒子状物質：1 年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 日平均値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が  $2.5\mu\text{m}$  の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

##### （2）設定の考え方

微小粒子状物質の曝露による健康影響については、疫学及び毒性学の数多くの科学的知見から、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えていることが、答申において了承された「微小粒子状物質環境基準専門委員会報告」（以下「報告」という。）に示されている。その一方で、報告において、現時点の科学的知見にみられる微小粒子状物質の健康影響は、疫学知見や解析手法の充実により、初めて検出可能となった人の健康に影響を及ぼすおそれ（健康リスク）の上昇を示すものとされている。微小粒子状物質に関する疫学知見において集団として観察される健康リスクの上昇は、集団を構成する個人の個別的な因果関係を推測できるものではないが、公衆衛生の観点から低減すべきものとされている。これらの健康リスクの低減を図り、更なる健康の保護を目指すため、微小粒子状物質に係る環境基準を設定することとした。

微小粒子状物質については、長期曝露による健康影響と短期曝露による健康影響の両者が報告において示されている。これらの健康影響を踏まえ、曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での 1 年平均値に関する基準（長期基準）と高濃度領域の濃度出現を減少させる意味での 1 日平均値に関する基準（短期基準）を併せて環境基準として設定することとした。

環境基準として定められた環境上の条件は、現時点で収集可能な国内外の科学的知見から、地域の人口集団の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準と考え、設定したものである。このことから、大気環境濃度が環境上の条件に示される数値を超過した場合でも、直ちに人の健康に影響が現れるというものではない。

なお、微小粒子状物質の健康影響に関する評価や長期基準及び短期基準の導出の考え方については、報告を参照されたい。

### 3 測定について

#### (1) 測定方法

微小粒子状物質の測定は、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法によるものとし、その詳細については、別途、通知する。

#### (2) 測定地点等

微小粒子状物質の測定に関し、測定地点、測定頻度及び試料採取口高さ等については、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」を改訂して定める予定である。

### 4 環境基準による大気環境濃度の評価等について

#### (1) 環境基準による大気環境濃度の評価

今般、微小粒子状物質の環境基準について、微小粒子状物質の曝露から人の健康の保護を図る観点から、曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と曝露濃度分布のうち高濃度領域の濃度出現を減少させる意味での短期基準の両者を設定することとした。このため、長期基準及び短期基準に対応した環境基準達成状況の評価を行うものとする。

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び98パーセンタイル値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

#### (2) 黄砂時等の特異的現象に関する評価への考慮

報告において、黄砂期間の健康影響を曝露期間全般の健康影響から特定することは現時点では困難であり、大気環境濃度の評価の対象期間から黄砂期間を除いて評価することは適切ではなく、黄砂期間も評価の対象期間に含めることが適当とされている。その一方、長期的評価は施策の効果を見る観点も含むことから、長期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の平均値を算定し、その数値が長期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価し、同様に、短期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の中から年間98パーセンタイル値を選定し、その数値が短期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価するものとする。

黄砂期間か否かの判別は、貴職において、貴管轄下の測定局の近傍にある気象庁の観測所における黄砂観測日を参考に、測定局ごとに判断されたい。

また、黄砂以外にも火山の噴火や山火事等、微小粒子状物質の濃度の上昇の原因となる特異的現象が特定される場合で、貴職において、環境基準達成の評価に特異的現象が影響を与えると判断できる場合には、黄砂期間の評価方法を準用して評価を実施されたい。

#### (3) 欠測の取扱い

年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としないものとする。

なお、自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測（地域の汚染の実情、濃度レベル

の時間的変動等に照らし異常と思われる 1 時間値が得られた際において、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等についての検討の結果、当該 1 時間値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合を含む。) が 4 時間以内の測定日数とする。

また、24 時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1 日の測定時間が延べ 20 時間以上存在する測定日数とする。

## 5 環境基準の適用範囲について

微小粒子状物質に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条第 12 項に規定する工業専用地域、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 4 項に規定する臨港地区、道路の車道部分、事業場の敷地境界、その他原野等一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されないものである。なお、道路沿道や事業場の周辺のうち、一般公衆が通常生活している地域又は場所については、環境基準が適用されるので念のため申し添える。

## 第 2 環境基準の達成期間等について

### 1 達成期間

大気環境濃度が微小粒子状物質に係る環境基準を満足している地域にあつては、当該環境基準が維持されるよう努めるものとする。

大気環境濃度が微小粒子状物質に係る環境基準を超えている地域にあつては、当該物質の大気環境濃度の着実な低減を図りつつ、当該環境基準が早期に達成されるよう努めるものとする。

### 2 その他

答申において示された微小粒子状物質に係る環境基準の設定に伴う課題への取組は、政府として着実に進めていく方針であるが、貴職においても監視測定体制の整備及び固定発生源や移動発生源に対してこれまで実施してきた粒子状物質全体の削減対策の着実な実施を行うとともに、成分分析の実施に努め、さらに、より効果的な対策について検討するため国において行う微小粒子状物質やその原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等の科学的知見の集積に協力されたい。

なお、粒径が  $2.5\mu\text{m}$  から  $10\mu\text{m}$  までの粗大粒子についても、健康影響が示唆されることから、報告を踏まえ、粗大粒子の曝露から人の健康を保護するため、従来から設定している浮遊粒子状物質に係る環境基準を維持することとした。その際、浮遊粒子状物質に係る黄砂の影響についても、第 1 の 4 (2) に示した考え方に準じて、評価に当たって考慮することとされたい。

## 10 光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標（中間とりまとめ）について

環水大大発第 1409262 号

平成 26 年 9 月 26 日

光化学オキシダント濃度の指標 については、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画において、「特に、光化学オキシダントについては、広域大気汚染や気象条件の変化などの影響を大きく受けやすい注意報等とは別に、環境改善効果を適切に示す指標について検討を行い、結論を得ることを目指す」とされている。

本指標について、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、検討が行われ、今般、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標及びその活用方法等について、別添（※）のとおり中間取りまとめが行われた。

都道府県及び政令市においては、今後、光化学オキシダントの長期的な変化を評価し、情報提供する際に本指標を活用されたい。

※ 「光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標について（中間とりまとめ）」  
中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会  
(URL [https://www.env.go.jp/air/osen/pc\\_oxidant/shihyo\\_chukan.html](https://www.env.go.jp/air/osen/pc_oxidant/shihyo_chukan.html))